第十九条の十二第十四項第四号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第十八条の十九の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第四十一条の二十一第一項に規定する国内源泉所得で同項の恒久的施設に帰せられるものに係るものを除く。以下」とする。

第十九条の十四の二第一項第一号中「（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第七項」を「第百二十三条第八項」に、「同条第一項第二十一号の五」を「同条第一項第二十一号の八」に改め、同条第四項中「同項に規定する」及び「にあつては、当該外国法人」を削り、同条第五項第一号中「前項に規定する」を「当該非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が恒久的施設を有する」に、「にあつては、同項」を「である場合には、前項」に改め、同項第六号中「前項に規定する」を「恒久的施設を有する」に改め、同条第六項第一号中「第四項に規定する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改め、同項第二号中「前号に掲げる外国法人以外の」を「恒久的施設を有しない」に改め、同条第七項中「法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子に係る」を削り、「同条第八項各号」を「法第四十二条第八項各号」に改め、同条第八項中「同項に規定する」を削り、同条第十項第一号及び第十五項第一号中「並びに法人番号」を削り、「所在地」を「所在地並びに法人番号」に改め、同項第十号中「第四項に規定する」を「恒久的施設を有する」に改め、同条を第十九条の十四の三とする。

第十九条の十四の次に次の一条を加える。

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）

第十九条の十四の二　施行令第二十六条の三十三第一項第四号ロに規定する財務省令で定める特殊の関係は、同号イに掲げる外国法人と他の外国法人（その発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部が一の外国法人（同号イに掲げる外国法人により設立されたものに限る。）により保有されているものに限る。）との間の関係とする。

2　法第四十一条の二十三第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第十八条の十九の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第四十一条の二十三第一項に規定する国内源泉所得に係るものを除く。以下」とする。

二　第二十二条の十の六第二項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第四十一条の二十三第一項の規定並びに」とする。

三　所得税法施行規則第六十七条及び第百二条の規定の適用については、同令第六十七条の表第五十七条第一項（取引の記録等）の項及び同令第百二条第七項中「規定する内部取引」とあるのは、「規定する内部取引のうち、租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

四　所得税法施行規則第百三条の規定の適用については、同条第二号中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。）」とする。

第十九条の十五第一項中「第四十二条の二第六項第二号に」を「第四十二条の二第七項第二号に」に、「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同条第三項中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に、「第十八項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同条第六項中「第二十七条の二第九項第四号」を「第二十七条の二第九項第四号イ」に、「が公表した」を「によつて公表された」に改め、同条第十九項中「第二十七条の二第二十三項」を「第二十七条の二第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第四十二条の二第十二項」を「第四十二条の二第十三項」に改め、同項第一号中「所在地（」を「所在地（当該非課税適用申告書の提出をした特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該受託者の名称及び所在地等又は営業所等の名称及び所在地並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）（」に改め、「並びに法人番号」を削り、「所在地）」を「所在地並びに法人番号（法人番号を有する特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該受託者の名称及び所在地等又は営業所等の名称及び所在地並びに法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」に改め、同項第三号イ(1)中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第二十七条の二第二十六項第一号」に改め、同号イ(2)中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に、「第二十七条の二第二十三項第二号」を「第二十七条の二第二十六項第二号」に改め、同項第四号中「振替国債に係る特定債券現先取引に関する」を「振替国債等に係る特定債券現先取引に関する」に改め、同号イ(1)中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同号イ(2)中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同号ロ中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に、「振替国債（社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債をいう。へにおいて同じ。）」を「債券」に改め、同号ハ中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同号ニ中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同号ニ(1)及び(2)中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同号ヘ中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に、「振替国債の」を「債券の」に改め、同項第五号中「第四十二条の二第十項各号」を「第四十二条の二第十一項各号」に改め、同項第六号中「第七項に規定する」を「恒久的施設を有する」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第二十七条の二第二十一項」を「第二十七条の二第二十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第二十七条の二第二十一項」を「第二十七条の二第二十四項」に改め、同項第一号中「作成されたもの」の下に「（当該特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の目論見書その他これに類するもの）」を加え、同項第二号中「第九項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第八項」を「第十項」に、「第四十二条の二第十項第二号」を「第四十二条の二第十一項第二号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第四十二条の二第十項第一号に規定する申告書」を「第四十二条の二第十一項第一号に規定する申告書」に改め、同項第一号中「特定外国法人の名称」の下に「（当該申告書の提出をする特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該受託者の名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」を加え、「並びに法人番号」を削り、「所在地）」を「所在地並びに法人番号（法人番号を有する特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該受託者の名称及び所在地等又は営業所等の名称及び所在地並びに法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」に改め、同項第二号中「第四十二条の二第十一項第一号」を「第四十二条の二第十一項第一号に」に、「所在地等（」を「所在地等（当該申告書の提出をする特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該受託者の変更前の名称若しくは所在地等又はその受託をした適格外国証券投資信託の名称及び変更後の名称若しくは所在地等又はその受託をした適格外国証券投資信託の名称）（」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第四十二条の二第十項第一号」を「第四十二条の二第十一項第一号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「同項に規定する」を削り、「第十九項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「当該特定利子に係る」を削り、「第四十二条の二第十項各号」を「第四十二条の二第十一項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第二十七条の二第二十項」を「第二十七条の二第二十三項」に、「又は第七項」を「又は第九項」に改め、同項第一号中「第七項に規定する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改め、同号イ中「第七項」を「第九項」に改め、同項第二号中「前号に掲げる外国法人以外の」を「恒久的施設を有しない」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。